

◇中 村 利 昭 君

○議長（伊藤福章君）次に、6番中村利昭君の一般質問を許可いたします。中村利昭君、登壇願います。

（6番 中村利昭君 登壇）

○6番（中村利昭君）県や国、大幅な行財政改革の中で19年度的美郷町予算が歳入不足の中で編成され、大変厳しい経営、行政経営が行われていることに対しては理解を示すとともに、予算の執行に当たっては大変ご苦労なさっていることに感謝を申し上げまして、質問に入らせていただきます。

言ってみれば、観光の取り組みということについてのご質問に入らせていただきます。

ことし2月に美郷町観光協会が主催の町おこしに関する懇談会が開催されたわけですが、今後の美郷のまちづくりについてさまざまな提案がされており、特に清水については現状分析から将来構想にわたり詳しく説明をされており、大変興味を持って見させていただいた資料がございました。この資料の中では、この六郷地域の清水を観光の目玉としてとらえているように思いますが、近年では地下水の低下が著しくなっており、今後の対策の必要性についても触れられております。町長も施政方針の中で、自然にやさしいまちづくりを目指して、町内の河川等の水質の検査を実施し、次世代に継承できる水環境保全の理解と協力を尽くす啓発条例を年度内に制定したいという目標を掲げられておるようでございます。この取り組みについては、当然この美郷づくりのためだれもが必要と考えているものと思います。が、そうそう短期的に解決できる問題ではなく、長期的な時間を要するものと思われま。

そこで、清水にかわる観光の目玉が必要なわけではありますが、この地域には幸いにも歴史的に価値のある蔵が多数あり、清水に匹敵するくらいインパクトの持った事業展開ができるのではないのかというふうには私は考えております。この美郷町には幸いにも歴史の研究、調査、そして機関誌の発行と幅広く活動しておる会があり、地域の歴史を語る上で大変重要な団体であると私は思っております。また、歴史に深い興味を持ち、その時代の裏側に隠されたエピソードなどを研究されておる個人の方もおられ、これらの方々のお知恵を拝借しながら、数多くの寺の中から数カ所を選び、美郷町観光の目玉として、シンボルとしてこの事業を生かした観光が可能ではないかと思うわけでございますが、このお寺さんの関係には当然住職初め各檀家の皆様方からご理解を必要と思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

2点目は、美郷町の観光には、道の駅「雁の里せんなん」が観光案内のためには必要であるということについてご質問いたします。

この道の駅「雁の里せんなん」の果たす役割は大変重要な位置になるかと私は見ております。この道の駅は美郷の南の玄関口であり、すぐ近くには歴史的にも有名な「後三年の役」の古戦場があり、

横手市では後三年の合戦920年事業として、雄物川、沼柵、大鳥井柵、そして金沢、八幡神社の金沢柵を初め、この地域一帯を観光ルートに乗せられるのではないのかと検討されていることも聞いております。また、この地域にはたくさんの観光の宝物が眠っている場所ではないのかなと関心を持っている一人でございます。

この開発には美郷町単独での開発は限界があり、横手市との連帯が必要なものだと思っております。また、この地域を訪れる関東や南東北の観光客をこの地域で2時間ないし3時間滞在していただくことにより、秋田県内に宿泊する観光客の数が増加すると予測される方もたくさんおられます。この地域一帯の観光開発に多方面に影響のあるこの道の駅だと思っております。しかしながら、この道の駅にはこれと言った目玉もなく、以前も申し上げて、旧仙南当時にも申し上げておりましたが、横手市とも協議しなければならないわけでございますが、近くに後三年の役金沢資料館がございますが、この移設が道の駅の東側に観光農園やその他の施設を合わせて今移設することができないのかということも検討するべきだというふうに思います。また、現在ある旧まごころハウスの施設の使用のあり方の見直し、曲がり家の使用の見直し、この全体を抜本的に活性化させるために、観光客の来場できる場所の確保に努めるべきだというふうに私は思います。

以上のようなことから、この施設全体をもっと有効的に活用するために、国土交通省と協議すべき案件ではございますが、(仮称)地域案内所を道路情報施設と公衆トイレの間に設けることができないのかどうかということについて、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）ただいまのご質問にお答えいたします。

観光の取り組みについてですが、美郷町の涌水群を訪れる観光客はここ3年間の平均で約19万6,000人と町観光協会から報告を受けておりますが、短時間での通過型観光客が大半を占めているのではないかと思います。町内での滞在時間をより伸ばし、地域活性化につなげていくためには、既存観光スポット同士の結びつけや新たな観光スポットの掘り起こしが必要なものと存じます。そのため、町では今年度「発見 美しい美郷の風景10選フォトコンテスト」を実施し、隠れた美郷の観光資源を発見するとともに、既存の観光資源を再認識し、それを結びつけていく取り組みに着手したところです。美郷の風景や歴史、それから自然構築物を改めて見つめ直し、美郷らしい風情を提供できる観光資源を見つけ出し、これまで以上にご来町者が増加するとともに、観光効果を大きくしていくように努力を重ねてまいりたいと存じます。

議員ご質問の六郷地区の寺院につきましては、歴史的な背景などがあることは議員もご指摘のとおり

り皆さんがご承知ですが、歴史文化を研究されていらっしゃる団体や観光団体等とのご意見も伺ってまいりたいと存じますし、さらにこれまでの経緯や、議員がご指摘のとおり寺院の関係者のご意向もあるものと存じますので、町としては現在権利を何ら有していない段階ではありますが、具体的な答弁は差し控えさせていただくことにご理解を願いたいと存じます。

次に、道の駅についてですが、道の駅はドライバーなど旅行者への地域情報提供や安全・安心な休息の場として整備をし、開業当初から地域観光の案内所として位置づけているところですが、そのため県内各地の観光紹介のパンフレットも備えつけているほか、周辺の観光案内をする案内所として玄関に看板を設置するとともに、道の駅独自の案内パンフレットや観光紹介に関する従業員教育も行っている旨、指定管理者からも報告を受けております。そういうことで、既に地域案内所としての機能は有しているものと認識しておりますが、議員がご指摘のとおり町の玄関口の一つとして、また、国道13号線沿いにある拠点施設として重要な施設でありますので、今後近隣の観光資源の利活用も含めてより一層町の情報発信基地としての役割を強化するように検討するとともに、指定管理者とも協議してまいりたいと存じます。

なお、近隣市が所有する施設の移転等につきましては、私の立場で現段階では答弁できかねますのでご理解をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君）6番中村利昭君、再質問ですか。（「はい」の声あり）はい、許可します。

○6番（中村利昭君）今町長の方から現状でもそういう地域の案内所の役割は示されておるといふような認識だといふふうにご答弁がございましたが、私は今あの施設を見ますと、確かにそういうこと取り組みもなされているということ、たびたびあそこを訪れて話をしたり、状況を確認したりしておりますが、国土交通省の休憩所、あそこ見ますと、ほとんどが空白の時間が八、九割方空白時間、多くても10名を超える日はほとんどなさそうです。それで国土交通省のOBさんと言えればちょっとあれなんですけれども、そういう内情を知る方に問い合わせたところ、「非常にその地域がその施設を必要だといふふうな思いがあれば、届くかもしれないよ」といふふうなお話ございました、観光案内所ということになれば、国交省が観光開発するわけがないということの前提に立って、「その地域の案内をするためのそういう場所としての活用は協議次第ではなり得る可能性があるよ」といふふうなお話もありましたので、できればそこら辺ももし具体的にアクションされるあれはないのかどうかということについて、ひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）ただいまの再質問にお答えしますが、国土交通省が所管しております休憩所について、利用が少ないその原因となっている部分をつぶさに検討してみないとわからないわけですが、

今現在利用者が少ない状況で地域案内人を置くことによって利用が格段ふえるかどうかは想定つきませんので、答弁は難しいわけですが、いずれ今現在の物産等を販売している町が所有している部分につきましては、年間の利用者数がかんりの人数利用していただいておりますので、その場所でさまざまなご要望におこたえするというふうな対応をより充実強化していくという方が現実的な気がいたします。

また、国土交通省の休憩所につきましては、その利用について一定の制限があるということを以前伺っておりますので、そういった利用制限との兼ね合いも出てくるものと存じますので、まずは今既に案内所として機能を有している町所有施設において観光の情報を提供するということの充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤福章君）6番中村利昭君。

○6番（中村利昭君）観光についてはそれでわかりました。

次に、それでは町営住宅の管理のあり方ということの質問であります。質問要旨のとおりでございまして、そのものずばりでございます。

最近町営住宅を訪問する機会がありまして、順次めぐって歩く中で、見るに見かねるような使い方をされている場所もありまして、玄関口だけ、外見だけで判断することは適当ではないかもしれませんが、答えはそんなに間違っていないのではないのかというふうに思います。このようなケースはだれが管理するべきか、町の条例を見まして修繕費の負担区分を調べたところ、明確にされておりましたが、なぜあのような状況になるまでほったらかしておくのかなというふうなケースがあります。そういう管理のあり方について、これは所轄の課で定期巡回しているものか、自主的管理にゆだねているものか、そこら辺についてひとつお答えいただきたい。

そして、もう一つは、新築された住宅、例えば近年では塚住宅であります。そのような魅力のある住宅の入居者の選考の基準についてであります。多分どの住宅の選考基準もそんなに大差はないものだというふうに思いますが、これは入居を希望される方の中で運よく抽選会場へ行ったときでございまして、一目でこの方は町の基準に合っていないなというふうな見方をされる方が当選したり、不自然さが目立つというふうに複数の方々が苦情を申しておられました。例えば、有名ブランドのバッグを提げて身の回りには装飾品を目いっぱいちらつかせて、どう見てもおかしい方が入居されるようなケースがあったというふうに言っております。これは多分書類が適正に通ったということでそのような事態が発生しているものというふうに思いますが、このような、これまた外見だけで物事を判断するということは大変に失礼なことだとは思いますが、見た目ということも十二分に参考になるやに思いますが、このような住宅の入居に対する選考の基準はどのようになっておるのかということについてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅の管理方法についてですが、現在町で管理しております町営住宅は11カ所、182戸ですが、いずれの町営住宅におきましても入居者は住宅及び建物の敷地、さらに共同施設がある場合にはその施設を含め、必要な注意を払い、これを正常な状態に維持しながら利用することが義務づけられております。こうした入居後に守らなければならない管理上の決まりや手続については、入居時に「入居のしおり」を配付し、説明をしております。入居者が管理すべきこととして一例を挙げますと、屋内においては障子やふすまの張りかえ、室内灯電球等の修理や取りかえですし、屋外では建物周辺の除草や排水溝の清掃など、周辺の美化に努めることです。

一方、町につきましては、住宅の利用人数や移動状況等の把握や、入居者からの申し出などを参考に、公営の賃貸住宅として適正な状態に整備しておく責務があります。したがって、常に使用に適する状態に維持するための修繕等を行い、住宅環境を整えてきたところです。一例を挙げますと、屋根や外壁の塗装、設備の更新、その他入居者の責めを負わない修繕などがあります。町ではこれまでこうした管理区分において適正に施設管理に努めてまいりましたが、今後ともそうした管理に努めるとともに、入居者に対しまして施設の適切な利用及び周辺環境の保全など必要な指導を行ってまいりたいと存じます。

次に、新築の入居者選定基準についてですが、町営住宅への入居につきましては、美郷町町営住宅条例に基づき選考を行っており、新築の町営住宅も同様の取り扱いです。町営住宅は住宅に困窮する低所得者を対象に整備した住宅で、広くかつ公平に住民の利用に供せられるべきものです。そのため、入居者の募集については、災害による住宅の滅失などの例外を除いて町の広報にその情報を掲載し、広く公募しております。募集期間終了後、応募者を審査し、決定することになりますが、申込者数が募集戸数を上回ることが多いので、この場合現に住宅に困窮していることが明らかな方など、町営住宅条例9条で定めるところにより選考することになります。しかし、それでも選考基準を満たしている方が募集戸数を上回ることが多いため、申込者による抽選を行い、公正な方法で選考して入居者を決定しておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、議員もおっしゃいましたが、外見等でその方々の入居の要件を判断するという部分は難しいことでもありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君）6番中村利昭君。

○6番（中村利昭君）当然外見で人を判断するというは大変あってはならないことなんですが、当

然書類審査の中に所得の証明だとかということで、そういう項目あること、59条あるこの住宅関連のあれを、町営住宅の決まりを見る中で、そういう項目はありませんが、所得証明がもらえなくても収入があるとか、ないとかいうことは、多分外見では判断つかないというふうなことにはないというふうに思います。多分そういう所得証明が出なくても、そういうふうなことについては周辺から事前の情報やら何やらさまざま、現在は個人情報保護法のもとにプライバシー保護は大変進んでおるかと思えますけれども、そういう状況の中でもやはり「これはちょっとおかしいな」と疑問を感じたら、やはりもう少し調査のあり方については検討を要するのではないのかなと。

それこそ本当に住宅に困窮しておって、本当にこういう住宅に入りたい、こういう住宅を利用したいというふうな本当に思っている方がなかなかありつけなくて、さまざまそういうふうな会場で見られる方たちが不思議に思っているという現状については、今後はどうか一つの改善すべきことではないのかなというふうに思いますし、また、確かに普通一般的な住宅であっても借り主が当然責任を持ってやるということについてはわかりますけれども、それを管理する側の定期点検というんですかな、自主的なそういう管理のあり方にゆだねるだけでなく、やはり町としての財産をきちり使っていただくというためにも、やはり所轄の担当課で定期的なパトロールというんですか、定期点検ですか、そういうことをやるような条項がないと私は見ていたんですけれども、そういうものを設ける気はないでしょうか。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）ただいまの再質問にお答えいたしますが、所得に関しましては、入居を申し込みする際に所得に関する証明書を添付する義務がありますので、所得は私どもの方で把握しながら選考しているということをご理解をお願いします。

それから、巡回につきましては、不定期に担当課の方で巡回しております。昨年度において、ある町営住宅におきましては年間9回訪問している実績もありますので、そうした形で町の方として町が管理すべき部分の管理のために巡回することにご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君）6番中村利昭君、再質問ありますか。

○6番（中村利昭君）はい、ないです。わかりました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君）これで6番中村利昭君の一般質問を終わります。